

□あ行

用 語	説 明
委員会	議会に提出された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するために設置された議会の内部機関のことをいいます。委員会には、本会議から付託された議案や請願を審査する「常任委員会」と議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。また、必要に応じて設置される「特別委員会」もあります。
委員長報告	委員会での審査または調査を終えた議案、事件などを本会議の議題とするときに、委員長が審査または調査の経過及び結果について報告することをいいます。
意見書	地方自治法の規定に基づき、議会は、村の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員または委員会が提出し、本会議でその可否を決めます。
一括議題	一議案ずつ議題とするのではなく、議事の能率化を図るために関連する議案を一括して議題とすることです。「議案第○号から議案第○号を一括して議題といたします」と議長は宣告します。一括上程ともいいます。
一般質問	議員が本会議で村の行財政全般にわたり、村長など執行機関に対して事務の執行状況や将来に対する方針などについて報告や説明を求めたり疑問を質したりすることをいいます。
延 会	議事日程の一部又は全部が終わらないため、その日の日程を後日に延ばして、会議を閉じることをいいます。
演 壇	本会議において発言をする人が立つために設けられた壇のことをいいます。発言は、全て議長の許可を得た後登壇して行うこととされていますが、議事進行に関する発言など簡易なことがらについては議席で発言することができます。また、演壇に上がることを登壇といいます。

□か行

用 語	説 明
開 会	議長の開会宣言によって、議会を開き法的に行うことのできる状態にすることです。委員会の開会については、各委員会委員長の開会宣言によって有効となります。
会 期	議会が会議を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。一般的には会期の決定は、開会の後、「本日から〇月〇日までの〇日間」と、本議会の議決で決められます。
開 議	その日の会議を開くことをいいます。開議は議長が宣告します。
会議規則	議会の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めたものです。本会議・委員会の議事手続、議会で行う選挙、請願・陳情の扱い、議員の辞職、規律等を定めたものです。
会議録	会議の内容をそのまま記録した公文書です。村ホームページで閲覧することができます。
会議録署名議員	会議録の記載内容の真正を確保するために、議長とともに会議録に署名する議員のことをいいます。議会の開会日に議長が本会議で3名の議員を指名します。
可決・否決	議決結果のひとつで、その議案に対して議会が賛成することを可決、反対することを否決といいます。
議 案	村長または議員が、議会の議決を求めるために議長に提出する案件のことをいいます。議案には、予算、決算、条例改正、意見書、決議、人事案件などがあります。なお、議員は予算の議案を提出することはできません。
議会運営委員会	議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取扱い、質問の取扱いなどの議会の運営や、会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査します。
議会事務局	議会の庶務的事務や議長及び議員の職務の補助をする組織です。
議会の招集	議会を開くために、議員に参集することを求める行為で、村長の権限となっていますが、議長または議員から村長に対して、議会の招集の請求をすることができます。
議 決	個々の議員の議案に対する賛成か反対の意思表示による議会の意思決定のことです。可決するには、出席議員の過半数が原則となります。議案の内容により可決（否決）、承認（不承認）、認定（不認定）、同意（不同意）、採択（不採択）などの呼び名があります。

議事日程	本会議の開催日ごとに、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載したその日の会議の進行表のことで、議長が作成し議員に配付します。
議 席	議員が、議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことをいいます。議員ごとに議席が指定されています。
議 長	議員の中から1人、議員による選挙によって選任されます。議長は、議会を代表し、議事の整理や議場の秩序を保つほか、議会の事務を処理するなどの権限があります。なお、副議長も同様に選任され、議長が病気や出張などで不在のとき、また欠けたときに、議長の職務を務めます。
休 会	議案の調査研究などのため、会期中に本会議の活動を1日単位で休止することです。
議 了	会議に付された事件のすべてを審議し、議決を終了することです。
継続審査	会議に付された事件について、当該会期中に議了できない場合において、本会議の議決によって、付託され委員会が開会中に引き続き審査を行うことです。
決 議	意見書と同様に議会の意思を表明するものですが、意見書と異なり地方自治法に明確な規定はありません。政治的効果を期待したり、議会の意思を対外的に表明するために行われることが多いのが実態です。

□さ行

用 語	説 明
採 決	議長や委員長が、本会議や委員会で議員の賛否の意思表示（表決）を求めることをいいます。
裁 決	出席議員の過半数により決する事件について、可否同数の場合に、議長や委員長が可否を決することをいいます。
採択・不採択	提出された請願の内容について、議会として賛同することです。否認する場合は、不採択となります。
散 会	その日の議事日程に記載された事件のすべてを議了し、その日の会議を閉じることです。議長が「本日は、これをもって散会いたします」と宣告します。
質 疑	議題となっている議案等に対し疑問点を質することです。

執行部	村長をはじめ、教育長、各部長など、本会議や委員会に出席する説明者、答弁者のことです。
上 程	議案などを議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることです。進行中の本会議の途中で急きょ追加される場合もあります。
承認・不承認	専決処分など、村長の権限で決定された事項に対し、賛成とする意味の議決のことを承認といいます。反対の場合は不承認です。
常任委員会	議会が条例で定め、常設する委員会をいう。 村の事務に関する調査及び議案、請願等を詳細に審査します。村議会では委員会条例により総務経済委員会及び厚生文教委員会の2常任委員会を設置しています。
審 議	本会議で付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するという一連の過程をいいます。
審 査	委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し、委員会としての結論を出す一連の過程をいいます。
請 願	請願権は憲法で保障された国民の基本的権利で、国民が国や地方公共団体に対し、文書で希望を述べることをいいます。村議会に請願する場合は、議員の紹介により要件を備えた請願書の提出が必要です。提出された請願は委員会で審査したうえで、本会議で採択か不採択かを議決します。
全員協議会	問題になっている事項などについて共通理解を深めたり、意見の調整を行うために議員全員で協議することをいいます。
全会一致	採決による議会や委員会の意思決定のとき、出席議員（委員）全員の意思が一致することです。
専決処分	議会が議決をしなければならない事項を、村長が議会に代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急の場合などに、村長が専決処分できることとなっていますが、専決処分の後に、議会に報告をし承認を得ることが必要です。

□た行

用 語	説 明
チン ジョウ 陳 情	住民が議会に対し、村の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で意見や希望を述べることをいいます。なお、形式としては請願と同じですが、陳情の提出には紹介議員は必要ありません。

追加議案	議案は通常、開会日に提出、上程されますが、この後、会期中に追加して提出、上程される議案のことです。
定例会	定期的に開催する議会のことをいい、年４回招集することが条例で定められています。例年、３月に第１回が、６月に第２回が、９月に第３回が、１２月に第４回が招集されます。
同意・不同意	議決のうち、人事案件（人事同意議案）について賛成とすることが同意、反対とすることが不同意です。
動議	本会議や委員会などで会議の進行又は手続きに対し、議員から行われる提案で、議決を要するものです。動議を議題にするためには、１人以上の議員の賛成が必要です。また、議案の修正案の提出も、定数の１２分の１以上の議員の賛成により動議の形式をとることができます。
答弁	本会議、委員会において、議員からの質疑や一般質問に対して、執行部が答えることです。
討論	議題となっている事項が採決される前に、議員が賛成または反対の立場にたって意見を表明することです。単に自分の賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自分の意見に賛同してもらうように訴えかける方法です。
特別委員会	常任委員会のほかに、特定の事件を審査調査するために設置する委員会です。議決により、設置します。

□は行

用語	説明
ハカ 諮る	意見を求めて相談することです。会議において、議長が議員に対してよく使用する言葉です。
発議	主に議員が、議事の対象となるべき問題を提出することをいいます。
初議会	一般選挙後に初めて招集された議会の会議のことをいいます（一般名称は臨時会です。）選挙後できるだけ早い時期に初議会を招集し、議会が活動するために議長、副議長、常任委員会を決定、構成し、議会が活動できるようにする必要があります。初議会は、次の定例会まで待つて行うこともできますが、相当の期間がある時は、臨時会を招集するのが通例です。

発 言	議会の会議における発言は、提案説明、質疑・質問、討論、動議、委員長報告など様々です。本会議では、いずれも議長の許可が必要をいいます。
付 議	案件（事件）を議会の審議に付すことです。臨時会の場合は、あらかじめ村長が付議すべき事件を告示することが必要です。
付 託	議会の議決を要する議案・事件等について、議会の議決に先立って、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。
閉 会	会期の最終日に定例会や臨時会日程を終了することをいい、議会は閉会後は活動能力を消滅し会議を開くことができません。ただし、その会期中に結論を出すことのできない案件については、委員長から議長に継続審査の申し出があった場合は、議決によって付託された委員会が閉会中でも引き続き審査することができます。
傍聴	議員や委員会以外の方が議場で本会議の状況を直接見聞することをいいます。そのため席を傍聴席といいます。定員は35人です。 ※感染防止対策のため現在の定員は11人です。
本会議	全議員によって議案などを審議し、最終的な意思決定を行う会議。一般質問や質疑などが行われる場でもあります。

□ら行

用 語	説 明
臨時会	定例会のほかに、必要な特定の事件に限って審議するために随時招集される議会です。
臨時議長	一般選挙後の最初の議会など、議長の職務を行う者がいないときに、議長が選挙されるまでの間、当日議場に出席している議員のうち、最年長者が臨時に議長の職務を行います。